

平成 29(2017)年度 生徒指導全体計画

篠山市立丹南中学校

学校教育目標 校訓 『立志 琢磨 愛郷』

確かな学力をもち、自己実現に向かうころ豊かな生徒の育成

生徒指導の意義

- ・ 学校が教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものである。
- ・ すべての生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。
- ・ 学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指すものである。

自尊感情と社会性・実行力を向上させる生徒指導の推進

- (1) 人権尊重を基盤に、存在感や成就感を大切にした指導を実践する。
- (2) 全教職員で取り組む生徒指導体制を確立する。
- (3) 保護者との信頼関係づくりを重視する。
- (4) 法的・社会的に許されない行為に対しては、毅然とした指導を行う。
- (5) 地域や関係機関との連携を強化する。
- (6) 教育相談を充実する。



学校全体で生徒指導の充実に取り組む

目指す学校像

- (1) すべての生徒が自ら学び、自ら考え、いきいきと活動する学校。
- (2) 生徒の健康や安全を守り、危機に的確に対応し、自己安全管理ができる生徒を育てる学校。
- (3) 保護者や地域に信頼され、家庭や地域と協力して生徒を育てる学校。

1. 生徒指導目標

- ①学校教育目標を踏まえ「やる気」を育てる生徒指導の徹底を目指す。
- ②校訓である「立志・琢磨・愛郷」の精神を根づかせる。

2. 実践姿勢

- ①カウンセリングマインドによる指導を通して生徒の心の声を聞き、生徒自身が自分を見つめ直すことを促していく指導を行う。
- ②様々な場面において、生徒が自己選択、自己決定できる機会を設定し、生徒の自立心を育てるとともに、自らの行動に責任をもたせる指導を行う。
- ③生徒の発するサインを見逃さないよう、生徒の観察、生徒への働きかけを通して生徒理解に努める。
- ④常に厳しさと優しさを備えもった指導を行う。

3. 目指す生徒像

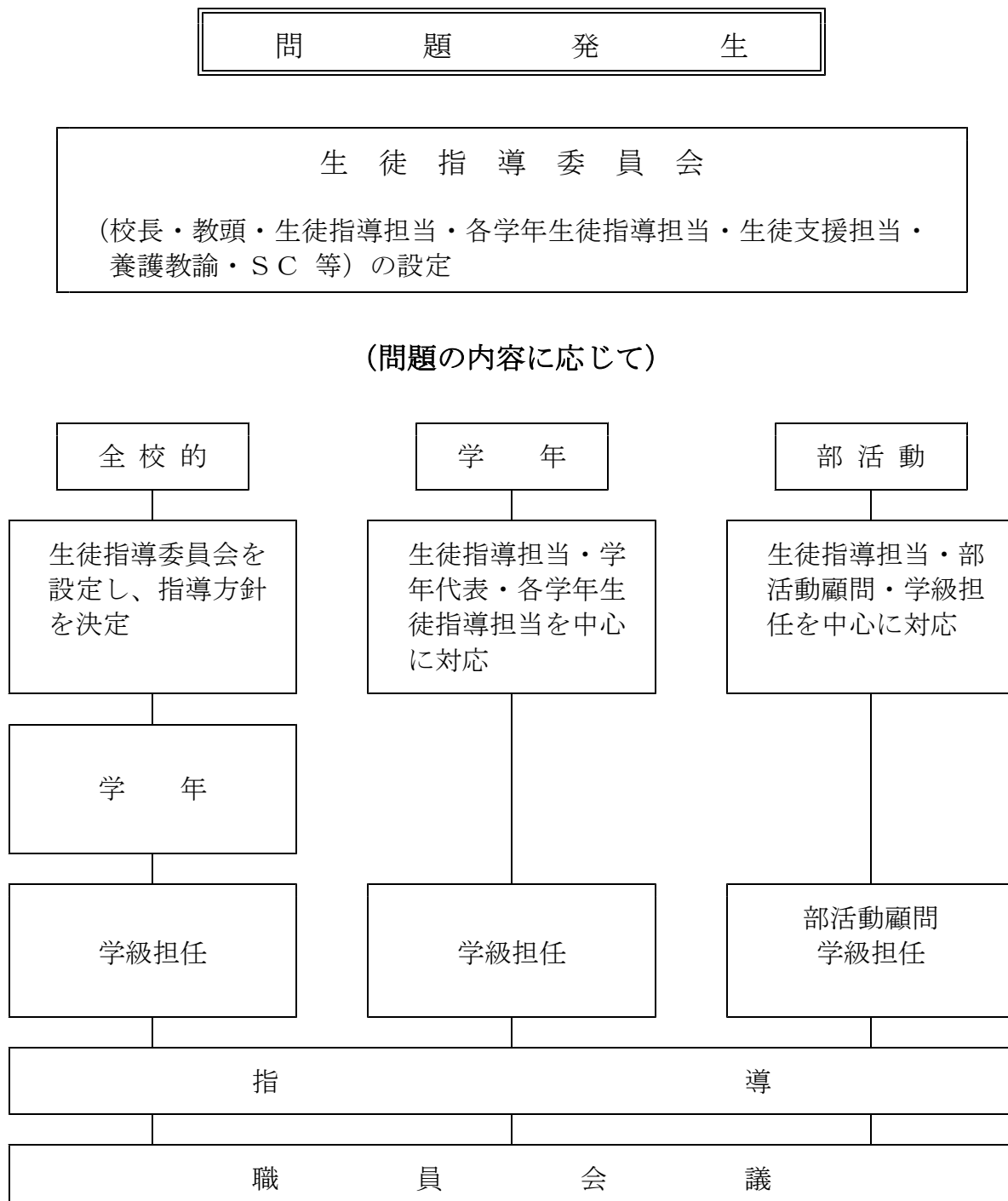
- ①目標をもち、最後までやり抜くたくましい生徒。
- ②友情と信頼に厚く、互いに励まし合い、学び合う生徒。
- ③人や物に感謝し、地域や社会と共に生きようとするこころ豊かな生徒。
- ④自ら学び、考える力をもった個性豊かな生徒。
- ⑤人をいたわり、自他の生命と人権を大切にする生徒。

4. 具体的実践

- ①生徒に対して一方的な指導にならないようにする。問題行動を指導するときには、問題のあった行動について指導し、生徒の人格を否定するような言い方にならないようにする。
- ②問題行動について生徒を指導したときは、保護者に問題行動の事実、指導内容を連絡しこれから生徒をどのように伸ばしていくか（今後の指導方針）について連携をはかる。
- ③基本的生活習慣の確立を図るため、全職員で徹底した指導を共通実践する。
- ④各種行事・生徒会活動・清掃・給食準備、部活動など、生徒と共に行動する。
- ⑤学級づくりを積極的にすすめ、より良い仲間づくりを通して、いじめの未然防止に努める。
- ⑥生活ノート・教育相談・アンケート等を活用して生徒の実態を把握する。
- ⑦生徒会活動など、生徒の自治的活動を積極的に推進させる。
- ⑧部活動、ボランティア活動など、課外の活動を積極的に推進させる。
- ⑨家庭・地域及び関係機関との連携に努める。
- ⑩共通理解を図り、全職員が協力し合い、同一歩調で指導を進める。

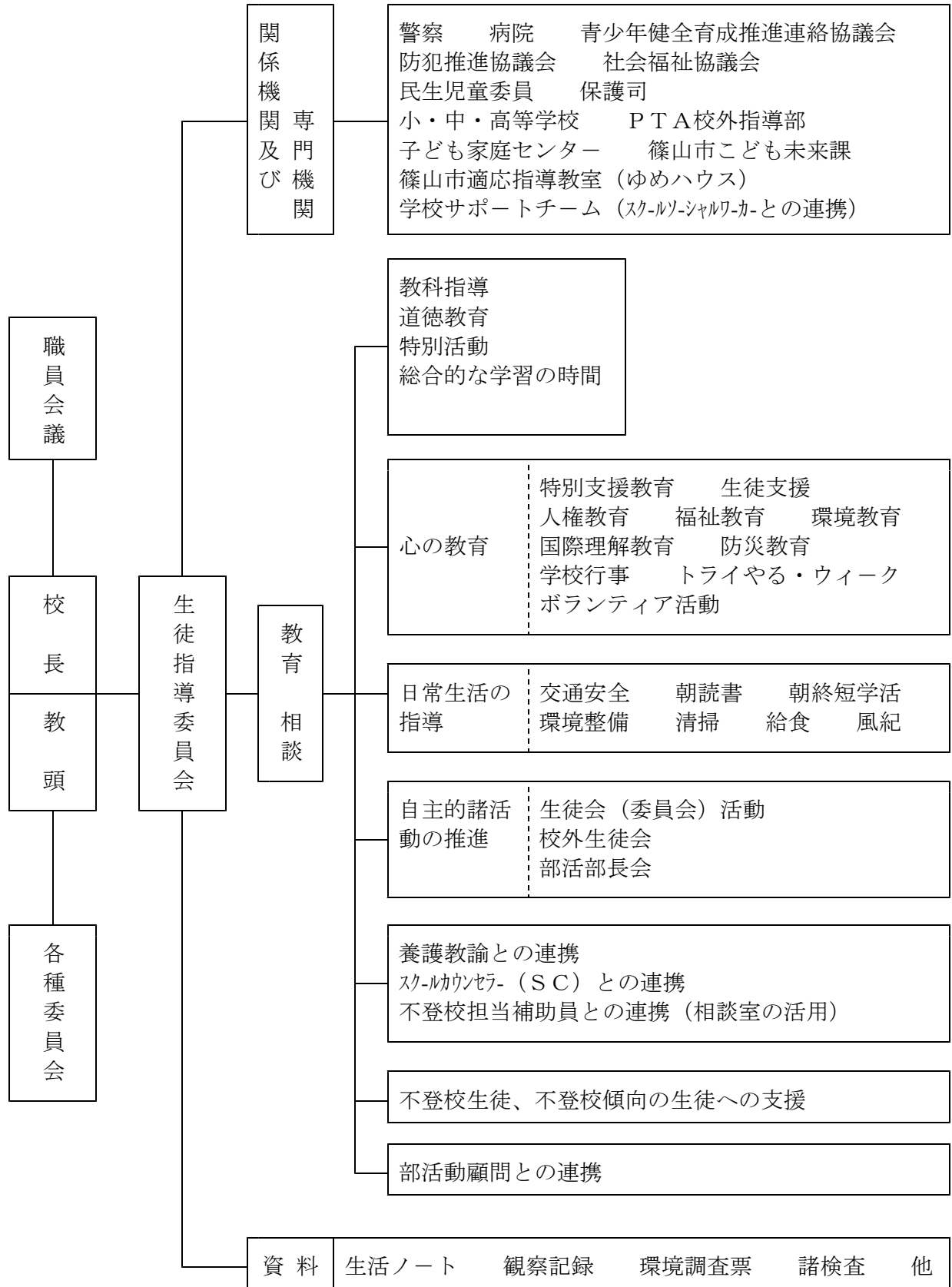
5. 年間月別目標・主な指導内容（別紙）

6. 生徒指導体制



- ※ 問題発生時には、それを発見した教師がその場ですぐに指導に当たる。その後、校長、教頭、生徒指導担当をはじめ、学年や生徒指導委員会のメンバーと連絡を取り合い、問題の内容に応じて上表に沿った指導体制をとる。必要に応じて家庭訪問・家庭連絡を行い、保護者の理解を得る。
(家庭訪問及び家庭連絡は学級担任が中心であるが、学年組織を基盤としたチームで行うことを原則とする。)
- ※ 生徒の指導が終われば、最終的には職員会議で報告し、職員間での共通理解を得る。また、その成果と今後の対応について他の職員に協力を求める。
- ※ 指導後も観察・受容等を継続して、指導の効果が増すように努める。

7. 生徒指導組織表



平成 29(2017)年度 教育相談について

篠山市立丹南中学校

1. 目的

教育相談を通して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせることで、人格成長への援助を図る。

2. 基本方針

- (1) 全ての生徒を対象として、全職員で計画的・組織的に取り組む。
- (2) 生徒がいつでも何でも相談できる体制を整え、教師自身が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (3) 治療的な面は、専門機関等と連携を密にして指導に当たる。
- (4) 温かさとしげしさをもちて生徒を理解し、接することに努める。
- (5) 相談は必要に応じて随時行う。また、教育相談強化月間（学期に一回）を設け、全校的な取り組みを行う。
- (6) 養護教諭、スクールカウンセラー（SC）等との連携を図る。

3. 留意事項

- (1) 生徒、保護者、教師間の相互の信頼関係を築き、深める。
- (2) カウンセリングについての基本的な知識と技能の習得に努める。
- (3) 記録を必ず残す。（ただし、相談活動中の記録は避ける。）
- (4) 秘密保持と教師間の連携については十分に注意する。（守秘義務）

4. 継続課題

- (1) 教育相談の時間の確保。
- (2) 各学年に常時利用可能な状態の教室（教育相談用）を確保。
- (3) 相談室の環境整備と利用規定の確認。
- (4) 教育相談の記録を残す。（本校独自の形式が必要か？）
- (5) 養護教諭、不登校担当補助員、スクールカウンセラー（SC）等との連携。
- (6) 篠山市適応指導教室（ゆめハウス）、教育支援センター、篠山市こども未来課、やまびこの郷、子ども家庭センター等との連携。

今年度の取り組みのポイント

- (1) 相談室・第2音楽室の環境を整備し、SC・相談室からの発信（啓発活動）を通して、支援を必要とする生徒たちが、いつでも気軽に活用できる場とする。
- (2) 学期に一度、教育相談強化月間を設定し、組織的・計画的に実施する。実施後は、学年会議あるいは職員会議で結果を報告し、必要な場合は全職員に共通理解を図る。また、教育相談における校内研修を計画し、知識と技術の両面を磨き、教員の資質向上に努める。
- (3) 生徒をより深く理解し、情報を共有するためにも、教育相談の記録を残す。
- (4) 教育相談強化月間にこだわらず、必要があれば随時教育相談を行う。
- (5) スクールカウンセラー（SC）をはじめ、関係諸機関との連携を図る。また、SC等より知り得た情報については、守秘義務を遵守のうえ、効果的に指導に活かす。

※ 早急に取り組むべきこと

- (1) 昨年度、問題行動、不登校（もしくは不登校傾向）、その他、何らかの諸事情により支援を必要とした生徒については、必ず不登校担当または旧学年団より引き継ぎを受ける。
- (2) 「あいさつ」「声かけ」を忘れず、日頃から信頼関係づくりに努める。

5. 教育相談組織表

